

証券コード 7513
平成29年10月30日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

株式会社 コジマ

代表取締役会長兼社長 木 村 一 義

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年11月14日（火曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

所定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権の行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

第55期定時株主総会におきましては、株主懇談会は予定しておりません。
何卒ご理解の程宜しくお願ひ申しあげます。

記

1. 日 時 平成29年11月15日（水曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号
コンセーレ（栃木県青年会館） 1階 「大ホール」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
(報告事項) 第55期（自平成28年9月1日 至平成29年8月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

（決議事項）

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「主要な営業所」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.kojima.net/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以 上

-
- ~~~~~
⑩株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kojima.net/>) に掲載させていただきます。
⑪当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコン又は携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成29年11月14日（火曜日）午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9：00～21：00）

- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324（平日 9：00～17：00）

以上

(添付書類)

事 業 報 告

(平成28年9月1日から)
平成29年8月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな景気の回復基調が続いております。企業収益及び雇用情勢は改善が続いていること、個人消費は緩やかに持ち直しております。

当家電小売業界における売上は、冷蔵庫、洗濯機、エアコンといった白物家電等が堅調に推移し、デジタルカメラ、スマートフォン等がやや低調であったものの、総じて堅調に推移しました。

このような状況の中、当社は、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」の企業理念のもと、「お客様のくらしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。くらし応援コジマ」をスローガンに掲げ、ビックカメラとの統合効果を最大限に発揮し、企業価値の向上に取り組んでおります。

この統合により取扱いが可能となった幅広い商品を強みに、売場の拡充や専門性の向上に取り組み、モノからコト軸への提案を進め、更に、営業教育室を新設し、お客様に体験価値や満足感を感じていただける展示・接客の充実に努めております。

また、地域特性に合わせた店頭イベントの開催や、デジタル商品を中心とした買取・購入後のサポートを充実した「サービスサポートカウンター」及び、なんでも相談できる「お客様相談カウンター」の設置、社員が直接お客様宅を訪問し困り事を解決する「コジマくらし応援便」サービスを開始するなど、コジマ独自の試みにより、皆様に喜んでいただける店舗づくりに取り組んでおります。

加えて、家電専門店で唯一となるPontaポイントが貯まる・使えるサービスの開始や、公式携帯アプリによる限定クーポン、チラシ閲覧、来店スタンプサービスの開始に続き、平成29年6月10日からクレジット・電子マネーWAON機能付きポイントカードであるコジマ×ビックカメラカードの発行を開始するなど、お買物がもっと便利になる仕組みづくりも進めております。

店舗展開におきましては、「コジマ×ビックカメラ 西友ひばりヶ丘店」（東京都西東京市）、「コジマ×ビックカメラ ららぽーとTOKYO-BAY店」（千葉県船橋市）など5店舗を開店した一方、「NEW東久留米店」（東京都東久留米市）など5店舗を閉店し、スクラップ＆ビルドを進めた結果、平成29年8月末現在の店舗数は139店舗となりました。

なお、平成29年9月3日に、「NEW和歌山店」（和歌山県和歌山市）を開店し、10月5日に、「コジマ×ビックカメラ 西友二俣川店」（神奈川県横浜市）を開店しております。

また、ビックカメラ流の体験提案型の売場や豊富な商品を扱う「コジマ×ビックカメラ店」への転換を引き続き進め、既に改裝を終えた店舗につきましても、お客様のニーズに応えるべく、「生活者目線」と「鮮度」にこだわり、更なる進化を目指すことにより、新たな店舗網の構築に取り組んでおります。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,327億円（前年同期比2.8%増）、営業利益は27億46百万円（前年同期比36.6%増）、経常利益は32億14百万円（前年同期比95.6%増）、税引前当期純利益は26億59百万円（前年同期比188.3%増）、当期純利益は23億63百万円（前年同期比317.8%増）となりました。

品目別売上高、同構成比

品目別	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前年同期比 増減率(%)
音響映像商品	39,195	16.8	△0.8
家庭電化商品	113,273	48.7	2.8
情報通信機器商品	57,052	24.5	1.9
その他の商品	21,094	9.1	13.7
物品販売事業	230,616	99.1	2.9
その他の事業	2,083	0.9	△0.1
合計	232,700	100.0	2.8

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は29億72百万円で、主に、店舗改裝にかかる投資であります。

これらの設備投資につきましては、自己資金及び銀行借入によりまかないました。

(3) 財産及び損益の状況

区分	第 52 期	第 53 期	第 54 期	第 55 期 (当期)
	平成26年8月期	平成27年8月期	平成28年8月期	平成29年8月期
売 上 高(百万円)	262,216	226,124	226,297	232,700
経 常 利 益(百万円)	5,699	1,225	1,643	3,214
当 期 純 利 益(△当 期 純 損 失)(百万円)	1,042	△6,346	565	2,363
1 株当たり当 期 純 利 益(△1 株当たり当 期 純 損 失)(円)	13円37銭	△81円46銭	7円26銭	30円33銭
総 資 産(百万円)	115,791	106,241	104,403	103,298
純 資 産(百万円)	42,780	36,586	36,512	38,901
1 株当たり純資産額(円)	549円09銭	469円58銭	468円64銭	499円30銭

- (注) 1. 第53期の数値につきましてはたな御資産評価方法に関する会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(4) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社ビックカメラで同社は当社の普通株式39,000千株を保有し、その議決権比率は50.05%であります。

当社は株式会社ビックカメラとの間に、資本業務契約を締結し、商品仕入面での連携、物流・システム面での連携、店舗開発、店舗運営ノウハウ及び店舗マネジメント並びに販売促進の連携、什器・間接資材の共同購入、人材交流の多方面にわたり両社で共同して提携を推進することにより、収益性の改善及び競争力の強化に努めております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で「商品の発注及び代金の支払業務の委託」「資金の借入」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」というビックカメラグループの理念のもと、当社は、「お客様のくらしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。くらし応援コジマ」をスローガンに掲げ、「より豊かな生活を提案する」ことで、地域の皆様から最も身近に親しまれ必要とされるコジマを目指してまいります。

① 生産性の向上

株式会社ビックカメラとの統合効果を最大限に発揮し、プライベートブランド商品、新分野の商品、サービス商材の開拓と販売強化に取り組む一方、同社との物流統合による物流体制の最適化を進め、営業利益の向上に努めてまいります。

また、株式会社ビックカメラとの人材交流、女性従業員の活躍支援などを通じ、組織活性化を図り、生産性の向上につなげてまいります。

② 持続的な成長

当社では、冷蔵庫や洗濯機などの白物家電や4K化の進む液晶テレビを今後も着実に伸ばすとともに、買取・購入後のサポートを充実した「サービスサポートカウンター」の設置により、パソコンやデジタルカメラなどのデジタル家電の更なる強化に取り組んでまいります。

店舗展開については、立地や商圈の将来性などを見据えた店舗網の再構築と年間数店舗の新規出店に取り組む一方、引き続き店舗改装にも取り組んでまいります。

また、インターネット通販、法人営業、住設事業を新成長領域と位置づけ、強化拡大に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容（平成29年8月31日現在）

当社は、家電品販売業として、音響映像商品、家庭電化商品、情報通信機器商品、その他の商品の販売を行っているほか、不動産賃貸業等を展開しております。

(7) 主要な営業所（平成29年8月31日現在）

「主要な営業所」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.kojima.net/>) に掲載しております。

(8) 使用人の状況（平成29年8月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
2,498名(1,998名)	77名増(171名増)	39.5歳	14.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. () は臨時雇用者数（アルバイト、派遣社員を含む）であり、年間の平均人員（1日1人8時間換算）を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入額（平成29年8月31日現在）

借 入 先	借 入 額 (百 万 円)
株 式 会 社 ビ ッ ク カ メ ラ	10,000
株 式 会 社 足 利 銀 行	5,783
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,233
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,683
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,700

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成29年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 97,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 77,912,716株（自己株式919株を含む）
- (3) 株主数 29,184名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社ビックカメラ	39,000	50.05
小島章利	4,770	6.12
小島三子	1,920	2.46
有限会社ケイケイワイ	1,780	2.28
寺崎佳子	1,463	1.87
佐藤由姫子	1,289	1.65
株式会社足利銀行	1,171	1.50
小島将人	967	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	893	1.14
小島久幸	862	1.10

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式919株を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点以下第2位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項（平成29年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼 社長	木村一義	代表執行役員、株式会社ビックカメラ取締役
取 締 役	塚本智明	副社長執行役員営業本部長、株式会社ビックカメラ執行役員
取 締 役	棚橋克己	執行役員総務人事本部長兼内部統制担当
取 締 役	荒川忠士	執行役員経営企画本部長
取 締 役	宮嶋宏幸	株式会社ビックカメラ代表取締役社長社長執行役員
取 締 役	安部徹	株式会社ビックカメラ取締役専務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長兼広報・IR部長、株式会社東京計画代表取締役社長、東京カメラ流通協同組合代表理事
取 締 役 (常勤監査等委員)	馬場周策	
取 締 役 (監査等委員)	相澤光江	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	土井充	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の相澤光江氏及び土井充氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員)の相澤光江氏及び土井充氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動はありません。
4. 代表取締役会長兼社長木村一義氏は、大和ハウス工業株式会社の社外取締役、株式会社どちぎテレビの社外取締役及びスパークス・グループ株式会社の社外監査役を兼務しております。
5. 取締役(監査等委員)相澤光江氏は、TMI総合法律事務所のパートナー、オカモト株式会社の社外取締役、ELGC株式会社の社外監査役、株式会社富士ロジティックホールディングスの社外監査役及びブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社の社外監査役を兼務しております。
6. 取締役(監査等委員)土井充氏は、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社の社外取締役(監査等委員)及び国際興業ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。
7. 取締役(監査等委員)相澤光江氏及び土井充氏は、以下のとおり、財務及び会計又は法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・相澤光江氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・土井充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
8. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

9. 当社は執行役員制度を導入しております。平成29年8月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役は除く。）は次の6名であります。

役職名	氏名
執行役員 営業本部 営業部長	中西敏広
執行役員 営業本部 営業企画・管理部長	中澤裕二
執行役員 営業本部 法人営業部長	成田博芳
執行役員 営業本部 営業部 ブロックマネージャー	紫藤竜二
執行役員 営業本部 営業部 ブロックマネージャー	山口雅士
執行役員 営業本部 営業部 ブロックマネージャー	岩田友和

(2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、取締役宮嶋宏幸氏、取締役安部徹氏、取締役馬場周策氏、取締役相澤光江氏及び取締役土井充氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等の総額

区分	支給員数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（監査等委員を除く）	4	66
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3 (2)	19 (9)
合計	7	86

- (注) 1. 支給員数には、報酬を受け取っていない取締役（監査等委員を除く。）2名は含まれておりません。
 2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成27年11月25日開催の第53期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
 3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年11月25日開催の第53期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）相澤光江氏は、TMI総合法律事務所のパートナー、オカモト株式会社の社外取締役、ELGC株式会社の社外監査役、株式会社富士ロジックホールディングスの社外監査役及びブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社の社外監査役を兼務しております。また、いずれの法人等も当社との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）土井充氏は、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社の社外取締役（監査等委員）及び国際興業ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。また、いずれの法人も当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

各社外役員は、定期的に開催される取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、定期的に開催される監査等委員会に出席し、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査等委員会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 相澤光江	15回	88%	13回	92%
取締役 土井充	16回	94%	13回	92%

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務 (監査 証明業務)についての報酬等の額	38百万円
当社が会計監査人に支払うべき 金銭 その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.kojima.net/>)に掲載しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する収益性、会社の今後の収益予想、企業基盤の強化等を十分考慮し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けております。

当事業年度におきましては、当期純利益は概ね計画どおりとなったものの、過去に発生した欠損金が依然として存在する状況にあり、財務体質の健全化を図る観点から、内部留保を確保いたしたいと存じます。このため、平成29年10月11日開催の取締役会において、本期の配当につきましては、無配とすることを決定いたしました。

貸 借 対 照 表

(平成29年8月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 额	科 目	金 额
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	58,287	流動負債	52,166
現金及び預金	1,513	買掛金	10,249
売掛金	9,101	短期借入金	14,500
商貯品	42,819	1年内返済予定の長期借入金	15,820
前渡品	197	リース債務	476
前払費用	120	未払法人税等	3,328
前未収入金	1,121	未払法人税等	658
預け金	1,328	前受金	2,538
繰延税金資産	278	預り金	290
その他の資産	1,864	前受引当金	217
貸倒引当金	172	ボイント引当金	901
固定資産	△231	店舗閉鎖損失引当金	1,614
有形固定資産	45,010	資産除去債務	336
建物	21,253	リース資産減損勘定	112
構築物	10,257	その他の	5
機械及び装置	217	固定負債	1,114
車両運搬工具	34	長期借入金	12,230
工具、器具及び備品	0	リース債務	1,731
土地	343	商品保証引当金	1,160
リース資産	8,896	店舗閉鎖損失引当金	1,436
その他の資産	1,496	資産除去債務	1,256
無形固定資産	7	リース資産減損勘定	4,497
権利	947	その他の	455
借地権	503	合計	1,692
電話加入権	149	負債合計	64,396
商標	1	(純)資産の部	
ソフトウエア	252	株主資本	38,836
リース資産	40	資本金	25,975
投資その他の資産	22,809	資本剰余金	15,913
投資有価証券	415	資本準備金	6,493
長期貸付金	229	その他資本剰余金	9,419
前払年金費用	2,154	利益剰余金	△3,050
長期前払費用	838	その他利益剰余金	△3,050
繰延税金資産	4,851	繰越利益剰余金	△3,050
長期差入保証金	14,355	自己株式	△0
その他の資産	9	評価・換算差額等	64
貸倒引当金	△44	その他有価証券評価差額金	64
資産合計	103,298	純資産合計	38,901
		負債・純資産合計	103,298

損 益 計 算 書

(平成28年9月1日から)
(平成29年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	232,700
売 上 原 価	170,329
売 上 総 利 益	62,371
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	59,624
営 業 利 益	2,746
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	103
受 取 手 数 料	104
補 助 金 収 入 他	503
そ の 他	79
	790
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	234
支 払 手 数 料	57
そ の 他	29
	322
経 常 利 益	3,214
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0
固 定 資 産 売 却 益	0
	0
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0
固 定 資 産 除 却 損	41
減 損	263
リ 一 ス 解 約 損	23
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	226
	555
税 引 前 当 期 純 利 益	2,659
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	293
法 人 税 等 調 整 額	2
当 期 純 利 益	2,363

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年10月16日

株式会社 コジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 末村あおぎ印
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 山本道之印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コジマの平成28年9月1日から平成29年8月31までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めていた。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に關連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年10月18日

株式会社 コジマ 監査等委員会
監査等委員 馬場周策㊞
監査等委員 相澤光江㊞
監査等委員 土井充㊞

(注) 監査等委員相澤光江及び土井充は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	木　　村　　一　　義 (昭和18年11月12日生)	昭和42年4月　日興證券株式会社入社 平成12年3月　同社取締役副社長 平成17年6月　日興コーディアル証券株式会社取締役会長 平成24年4月　株式会社ビックカメラ入社顧問 平成24年6月　大和ハウス工業株式会社社外取締役（現任） 平成24年6月　スパークス・グループ株式会社社外監査役（現任） 平成24年11月　株式会社ビックカメラ取締役（現任） 平成25年2月　当社代表取締役会長 平成25年9月　当社代表取締役会長兼社長代表執行役員（現任） 平成26年6月　株式会社とちぎテレビ社外取締役（現任） 【選任理由】 木村一義氏は大手証券会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有するばかりでなく、平成25年2月より当社代表取締役会長を歴任し、これまでの経営の中で培った豊富な経験・実績を有しております、強いリーダーシップによる当社経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。	14,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	塙 本 智 明 (昭和34年12月1日生)	<p>平成3年9月 株式会社ビックカメラ入社</p> <p>平成16年11月 同社取締役営業部長</p> <p>平成20年8月 同社常務取締役営業本部長</p> <p>平成23年9月 同社常務取締役常務執行役員営業本部長</p> <p>平成24年3月 同社取締役常務執行役員新宿新店事業部長</p> <p>平成24年6月 同社取締役常務執行役員有楽町店店長</p> <p>平成24年9月 同社取締役執行役員有楽町店店長</p> <p>平成24年11月 同社執行役員有楽町店店長</p> <p>平成27年6月 同社執行役員（現任）</p> <p>平成27年6月 当社専務執行役員営業本部長</p> <p>平成27年9月 当社専務執行役員営業本部長兼営業部長</p> <p>平成27年11月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼営業部長</p> <p>平成28年9月 当社取締役副社長執行役員営業本部長（現任）</p> <p>【選任理由】 塙本智明氏は当社親会社である株式会社ビックカメラで長年にわたり取締役（営業本部長等）を歴任し、平成27年11月以降、当社取締役（営業本部長）に就任、当社グループの中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者としております。</p>	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	棚橋克己 (昭和40年2月28日生)	<p>昭和62年9月 当社入社 平成22年4月 当社営業本部マーケティング企画室長 平成23年7月 当社執行役員営業本部マーケティング企画室長 平成24年11月 当社執行役員営業本部営業部長 平成25年11月 当社取締役執行役員営業本部営業部長兼改善室長兼任 平成27年9月 当社取締役執行役員総務人事本部長兼内部統制担当 (現任)</p> <p>【選任理由】 棚橋克己氏は営業部門及び総務人事部門の責任者を歴任し、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者としております。</p>	14,500株
4	荒川忠士 (昭和44年8月4日生)	<p>平成3年10月 当社入社 平成21年11月 当社情報システム本部長 平成23年10月 当社情報システム本部長兼経営企画室長 平成24年6月 当社執行役員経営企画室長兼情報システム本部長 平成24年11月 当社執行役員経営企画本部長 平成25年11月 当社取締役執行役員経営企画本部長 (現任)</p> <p>【選任理由】 荒川忠士氏は長年にわたり、システム部門及び経営管理、経営戦略策定の責任者を務め、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者としております。</p>	14,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	宮嶋宏幸 (昭和34年10月24日生)	<p>昭和59年3月 株式会社ビックカメラ入社 平成8年4月 同社取締役池袋本店店長 平成14年6月 同社取締役営業本部長 平成16年11月 同社専務取締役商品本部長 平成17年3月 同社代表取締役専務商品本部長 平成17年11月 同社代表取締役社長 平成23年9月 同社代表取締役社長代表執行役員 平成24年6月 当社取締役（現任） 平成28年9月 株式会社ビックカメラ代表取締役社長社長執行役員（現任）</p> <p>【選任理由】 宮嶋宏幸氏は平成17年11月より当社の親会社である株式会社ビックカメラの代表取締役社長を務めるなど、ビックカメラグループの中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者としております。</p>	4,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	あべとおる 安部徹 (昭和36年6月16日生)	<p>平成17年7月 株式会社ビックカメラ入社</p> <p>平成18年2月 同公社長室長</p> <p>平成21年11月 同社取締役経営企画部長</p> <p>平成22年11月 同社取締役経営企画本部長兼経営企画部長</p> <p>平成22年11月 東京カメラ流通協同組合代表理事（現任）</p> <p>平成23年9月 株式会社ビックカメラ取締役執行役員経営企画本部長兼経営企画部長</p> <p>平成24年9月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長</p> <p>平成25年1月 株式会社東京計画代表取締役社長（現任）</p> <p>平成25年11月 当社取締役（現任）</p> <p>平成26年9月 株式会社ビックカメラ取締役常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長兼広報・IR部長</p> <p>平成29年2月 株式会社ビックカメラ取締役専務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長兼広報・IR部長（現任）</p> <p>【選任理由】 安部徹氏は当社の親会社である株式会社ビックカメラで長年にわたり、経営戦略策定部門の責任者を務めるばかりでなく、ビックカメラグループ会社の取締役を歴任するなどビックカメラグループの中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者としております。</p>	2,900株

- (注) 1. 宮嶋宏幸氏が代表取締役社長社長執行役員を務める株式会社ビックカメラは、当社の親会社であり、当社は同社との間で商品の発注業務の委託及び代金の支払業務の委託並びに資金の借入等の取引があるとともに、家電品等販売に関する事業において競業関係にありますが、同氏個人と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 宮嶋宏幸氏、安部徹氏及び塙本智明氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラの業務執行者であり、当該会社における地位及び担当は、「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

4. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき宮嶋宏幸氏及び安部
徹氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結して
おり、当該契約に基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低
責任限度額であります。また、両氏が再選されたときは、業務を執行しな
い取締役とする予定ですので、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継
続する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

*印は新任取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	*水沼貞夫 (昭和47年4月30日生)	平成5年4月 当社入社 平成11年3月 当社N E W垂水店店長 平成12年9月 当社N E W名谷店店長 平成14年11月 当社N E W堺店店長 平成16年5月 当社営業本部マネージャー 平成22年4月 当社営業本部営業支援室マネージャー 平成24年11月 当社人事本部マネージャー 平成26年9月 当社総務人事本部総務人事部長（現任）	一株

【選任理由】

水沼貞夫氏は営業部門及び総務人事部門を務め、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を、当社の監査体制強化に十分に発揮することを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	相澤光江 (昭和17年10月14日生)	<p>昭和51年11月 司法試験合格</p> <p>昭和54年4月 東京弁護士会弁護士登録</p> <p>昭和56年4月 三宅・今井・池田法律事務所入所</p> <p>昭和60年4月 新東京総合法律事務所開設 同事務所パートナー</p> <p>平成17年6月 当社社外監査役</p> <p>平成19年10月 ピンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）パートナー</p> <p>平成24年3月 ELGC株式会社社外監査役（現任）</p> <p>平成27年4月 TMI総合法律事務所パートナー（現任）</p> <p>平成27年6月 オカモト株式会社社外取締役（現任）</p> <p>平成27年11月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>平成27年11月 株式会社富士ロジックホールディングス社外監査役（現任）</p> <p>平成28年6月 プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社社外監査役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由】</p> <p>相澤光江氏は、長年にわたり弁護士として企業法務に深く関わり、また他の企業の社外取締役及び社外監査役を歴任しております。その経験や知見を活かし、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たす役割を公正に認識し、当社の監査体制強化に反映していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	3,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ど 土 い 井 みつる (昭和22年7月1日生)	<p>昭和55年3月 公認会計士開業 昭和58年3月 税理士登録 平成17年6月 ジャパン・フード&リカ ー・アライアンス株式会社 社外監査役 平成21年6月 当社社外監査役 平成27年11月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 平成28年2月 ジャパン・フード&リカ ー・アライアンス株式会社 社外取締役（監査等委員） （現任） 平成28年6月 国際興業ホールディングス 株式会社社外監査役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由】 土井充氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知識を有しております、また他の上場会社の社外取締役及び社外監査役を歴任しております。その知識や幅広い経験を、当社経営に対する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮等により当社の監査体制に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	2,900株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 相澤光江氏及び土井充氏は社外取締役候補者であります。
 3. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について
 当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき相澤光江氏及び土井充氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低責任限度額であります。また、両氏が再選されたときは、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、水沼貞夫氏が選任されたときは、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 相澤光江氏及び土井充氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行でない役員（監査役）であったことがあります。
5. 土井充氏がジャパン・フード＆リカーライアンス株式会社の社外監査役（平成28年2月監査等委員である社外取締役に就任）として在任中であります。平成27年10月、同社は元代表取締役会長への便宜供与等を原因とする不適切な会計処理が発覚し、過年度決算訂正のうえ平成28年4月7日、東京証券取引所へ「改善状況報告書」を提出いたしました。同氏は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでしたが、就任時より取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本事実の認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取り組みに対して適宜提言を行うとともに、その実施状況を監視するなど、その職責を適切に果たしております。
6. 独立役員について
当社は、相澤光江氏及び土井充氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が取締役に就任した場合には、引き続き独立役員の届出を継続する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて、山宮慎一郎氏を、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
やま みや しん いち ろう 山 宮 慎 一 郎 (昭和45年2月4日生)	<p>平成4年10月 司法試験合格</p> <p>平成7年4月 東京弁護士会弁護士登録 新東京総合法律事務所入所</p> <p>平成18年1月 新東京法律事務所パートナー</p> <p>平成18年6月 日本ERI株式会社社外監査役</p> <p>平成19年10月 ビンガム・マカッテン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業) パートナー</p> <p>平成25年12月 ERIホールディングス株式会社 社外監査役</p> <p>平成27年4月 TMI総合法律事務所パートナー (現任)</p> <p>平成27年6月 元気寿司株式会社社外監査役 (現任)</p> <p>平成27年8月 ERIホールディングス株式会社外取締役 (現任)</p> <p>【補欠の社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由】 山宮慎一郎氏は、長年にわたり弁護士として企業法務に深く関わり、また他の上場会社の社外取締役・社外監査役を歴任しております。これらの経験や知見を活かし、その職務を適切に遂行いただけるものと判断するためであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	一株

- (注) 1. 山宮慎一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山宮慎一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について
山宮慎一郎氏が選任され就任した場合には、当社は、会社法第427条第1項
及び定款第30条に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を
限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責
任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場：コンセーレ(栃木県青年会館) 1階 大ホール
栃木県宇都宮市駒生一丁目 1番 6号
電話 028 (624) 1417



交通アクセス J R の場合 : J R 宇都宮駅から約 4 km 約25分

宇都宮駅（西口） バスター・ミナル⑥番⑦番

下車 関東バス「作新学院・駒生」行き

東中丸バス停
(会館前) 下車

東武線の場合 : 東武宇都宮駅から約 3 km 約20分

東武宇都宮駅 東武宇都宮駅前バス停

下車 関東バス「作新学院・駒生」行き

東中丸バス停
(会館前) 下車

※駐車スペースもございますので、お車での来場もできます。

環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

